

福生市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

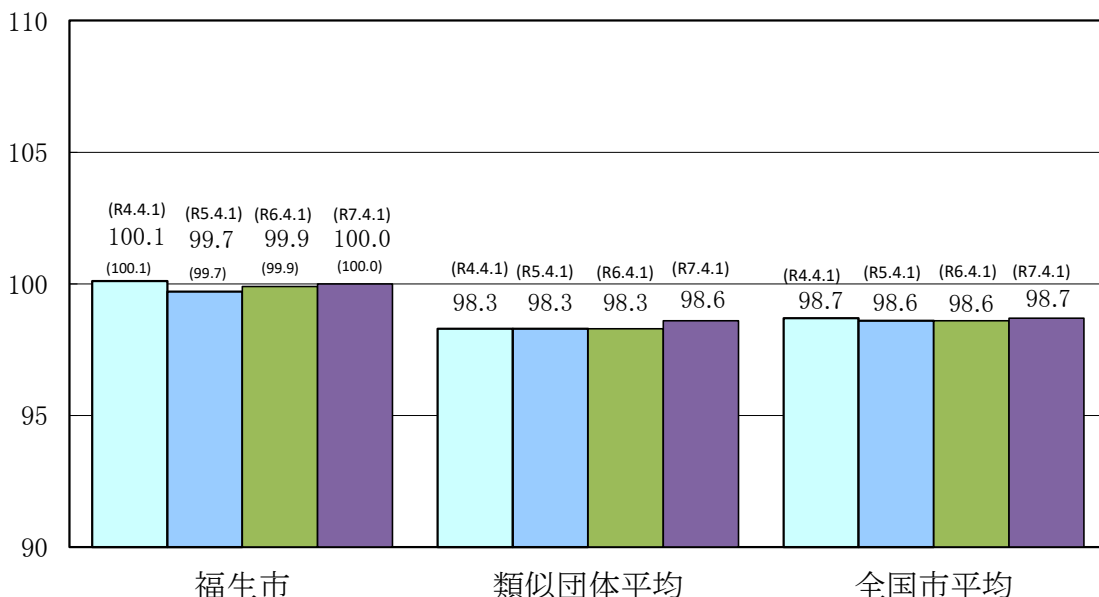
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	56,582	37,218,383	1,427,269	4,331,278	11.6	12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	378	1,416,655	465,178	707,693	2,589,526	6,851	6,391	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

平均よりも給料額が低い職員が退職したことから、ラスパイレス指数が3年連続で上昇している。また、福生市の給料表は東京都の表に準じているが、学歴が高校卒又は短大卒の職員を給料水準の高い管理職に登用していることから、ラスパイレス指数が100を超えている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 432,157	円 418,577	円 13,580 3.24%	% 3.40	% 3.31	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.9	月 4.85	月 0.05	月 0.05	月 4.90	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施

状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

【実施】

(実施時期) 令和8年4月1日

(内容) 東京都に準拠した形で、管理職の給料表の見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準16%に対し福生市においても16%を支給。

(実施時期)

令和7年度 国基準: 15% 福生市: 15%

令和8年度 国基準: 16% 福生市: 16%

③その他の見直し内容

扶養手当については令和7年度に、通勤手当及び住居手当については令和8年度に東京都に準拠した見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福生市	39.2 歳	321,100 円	424,268 円	393,028 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A) / (B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福生市	56.6歳	10人	322,600円	386,370円	379,700円	—	—	—	—
うち用務員	56.7歳	5人	316,400円	377,120円	375,020円	用務員	48.8歳	267,400円	1.41
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	15人	324,186円	382,285円	358,506円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C) / (D)
福生市	—	—	—
うち用務員	6,308,140円	3,469,000円	1.82

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年から令和6年までの3カ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものある。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		福 生 市	東 京 都	国	
一般行政職	大 学 卒	225,500 円	225,500 円	総合職	230,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	一般職	220,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,400 円	185,400 円		188,000 円
					185,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

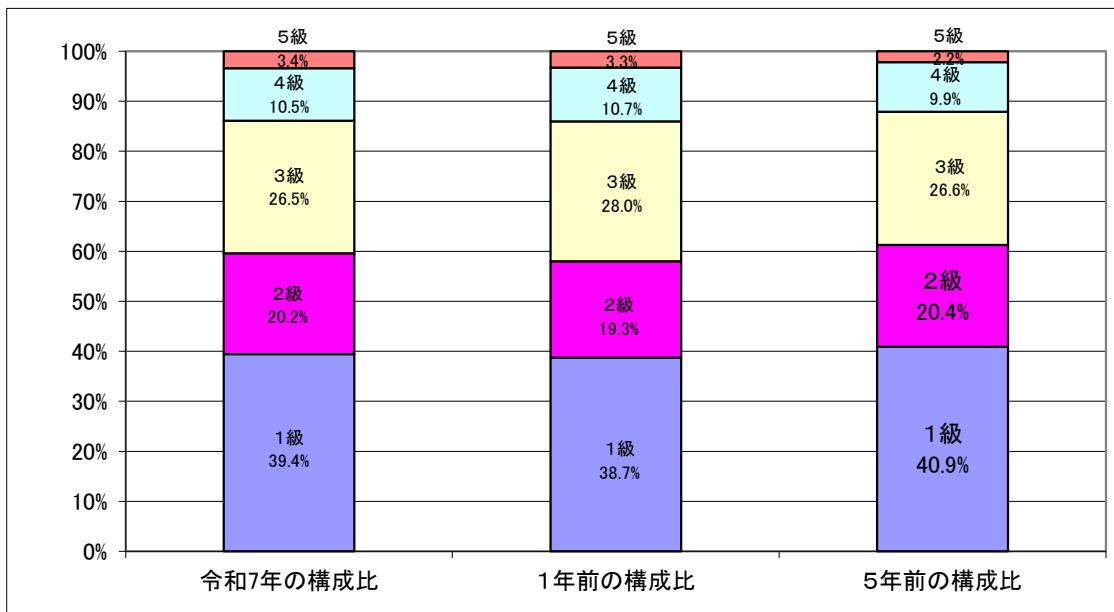
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,210 円	377,900 円	386,725 円	401,814 円
	高 校 卒	245,000 円	- 円	383,000 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	329,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

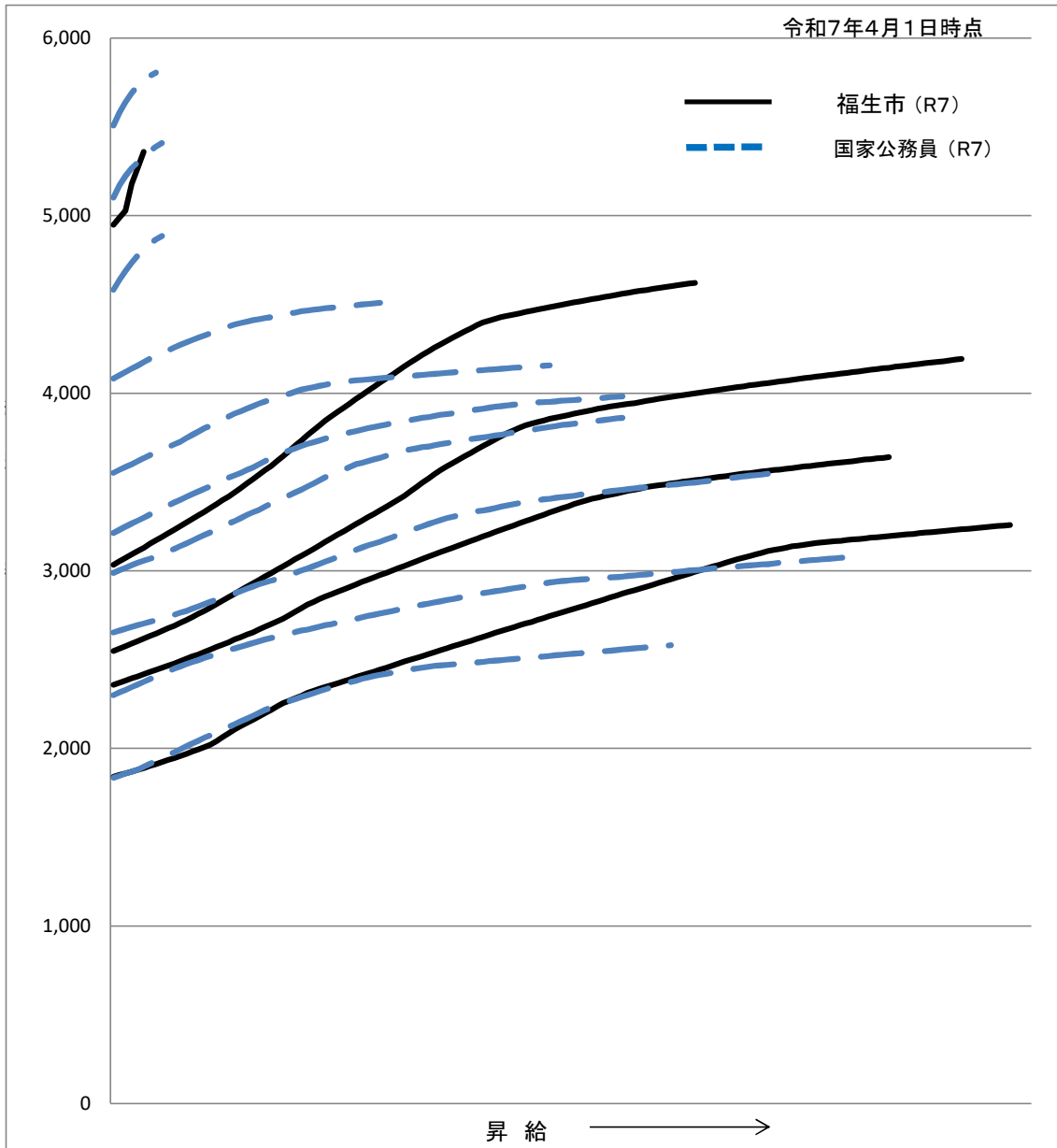
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長又は参事の職務	12 人	3.4 %	494,900 円	535,900 円
4 級	課長又は主幹の職務	37 人	10.5 %	303,400 円	462,200 円
3 級	係長又は主査の職務	93 人	26.5 %	254,800 円	419,300 円
2 級	主任の職務	71 人	20.2 %	235,800 円	364,100 円
1 級	係員の職務	138 人	39.4 %	184,100 円	325,800 円

(注) 1 福生市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表（一）の級区分による職員数ある。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用方法

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 生 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,873 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40) 月分 (1.15) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40) 月分 (1.15) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
（支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由） なし		
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3%～20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

（支給率）	福生市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	47.709 月分	47.709 月分
調整率	なし		83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%） 公務上の理由、整理・公務上傷病死亡退職の特例 （特例を設けている理由） 退職手当組合の条例適用のため		定年前早期退職特例措置（2%～45%）	
1人当たり平均支給額	2,666 千円	23,631 千円	—	—

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		227,176 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		600,995 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15.0 %	424 人	15.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度普通会計決算)	129,975 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	400 千円
支給実績(令和5年度普通会計決算)	111,806 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	349 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	行政職給料表1~3級職員 (主事~課長補佐職) ①【配偶者】3,000円 ②【子】11,500円 ③【父母等】6,000円 ④【16~22歳の子の加算】4,000円 行政職給料表4級職員(課長職) ①【子】11,500円 ②【父母等】3,000円 ③【16~22歳の子の加算】4,000円 ※5級職員(部長職)は扶養手当不支給	異	①【配偶者】3,000円 ②【子】11,500円 ③【父母等】6,500円 ④【16~22歳の子の加算】5,000円	27,773 千円	215,295 円
住居手当	【世帯主、世帯主に準ずる者のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもので、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているもの】15,000円 【その他の者】なし	異	賃貸住宅に居住する場合	8,636 千円	179,917 円
通勤手当	①交通機関 6ヶ月定期額(限度額55,000円) ②交通用具 通勤距離に応じて支給	同		17,451 千円	72,713 円
管理職手当	①部長級職 105,000円 ②課長級職 81,000円 ※再任用職員を除く	異	給料表、職務の級、区分ごとに定められた額	53,990 千円	999,815 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料	月 額 等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市長	900,000 円	1,120,000 円 / 510,000 円	
	副市長	774,000 円	934,000 円 / 614,600 円	
	教育長	727,000 円	- 円 / - 円	
報酬	議長	543,000 円	757,000 円 / 400,000 円	
	副議長	485,000 円	670,000 円 / 326,000 円	
	議員	460,000 円	606,000 円 / 303,000 円	
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	4.85	月分	
	教育長	(令和6年度支給割合)		
	議長	4.85	月分	
	副議長			
	議員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	退職日の給料月額×在職年数×100分の400	1440.0 万円	任期ごと
	副市長	退職日の給料月額×在職年数×100分の300	928.8 万円	任期ごと
	教育長	退職日の給料月額×在職年数×100分の250	545.25 万円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

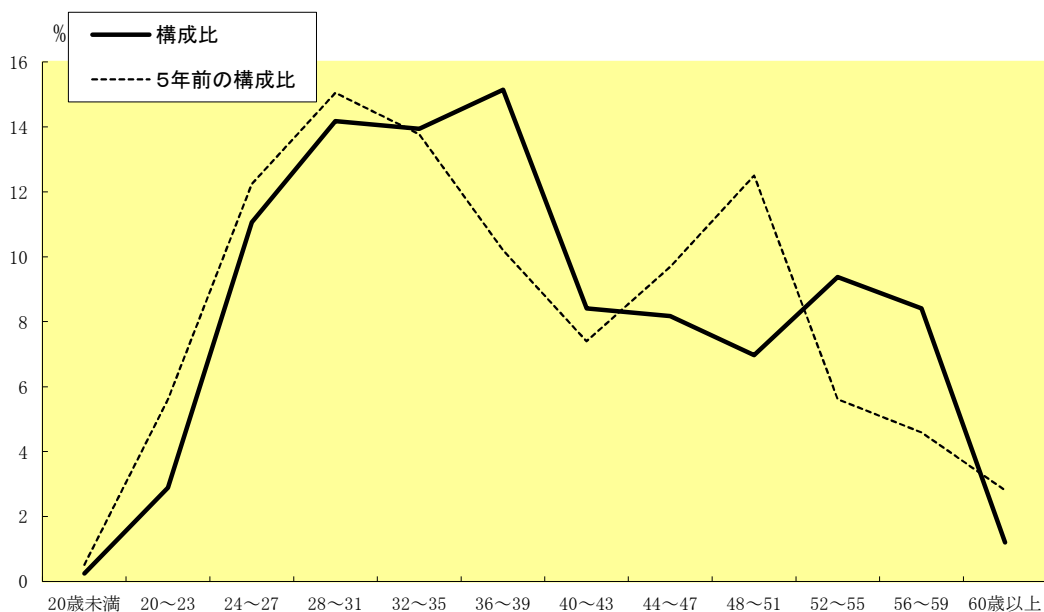
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	115	120	5	国勢調査に係る業務量の増等
		税務	23	23	0	
		民生	73	79	6	高齢者、介護認定者の増加に伴う業務量の増等
		衛生	35	35	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	8	8	0	
		土木	39	40	1	欠員補充による増
		計	303	315	12	<参考>人口1万人当たり職員数 55.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.48 人)
	教育部門	67	70	3	子育て広場事業の業務量の増	
小計	370	385	15	<参考>人口1万人当たり職員数 68.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.90 人)		
公営企業等	会計部門	下水道	5	5	0	
		その他	26	26	0	
		小計	31	31	0	
合計		401	416	15	<参考>人口1万人当たり職員数 73.59 人	
		[476]	[476]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注) 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	46人	59人	58人	63人	35人	34人	29人	39人	35人	5人	416人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	288	285	296	298	303	315	27 (9.4%)
教育	73	68	67	65	67	70	△3 (△4.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	-
普通会計	361	353	363	363	370	385	24 (6.6%)
公営企業等会計	31	32	32	32	31	31	0 (0.0%)
総合計	392	385	395	395	401	416	24 (6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数